

番 号 : 130806

国 名 : パプアニューギニア

担当部署 : 東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課

案件名 : 調達監理支援【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 調達監理支援
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年9月中旬から2014年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 3.67M/M、合計 4.17M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次派遣期間 国内作業 第2次派遣期間 整理期間
2 50 6 60 2

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 8月28日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - 1) 業務方針の的確性 3点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 6点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 45点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 9点
 - 3) 語学力^{注3)} 18点
 - 4) その他学位、資格等 18点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 有償資金協力にかかる各種調達支援業務

注2) 対象国/類似地域 : パプアニューギニア/全途上国

注3) 語学の種類 : 英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

パプアニューギニア(以下「PNG」)の経済は、近年5%を超える成長を持続しており、IMFによると2012年のGDP成長率は9.1%が見込まれている。こうした中、パプアニューギニア電力公社(以下「PPL」)に対する最大電力需要は、今後ますます増加することが予測されており、一方で施設の老朽化や、低い発電・送電容量などから、PPLの電力供給にかかる安定性が大きな課題となっている。かかる状況下、産業地域としての発展が大きく期待される同国第二の都市であるレイに電力を供給するラム系統の送電線は、1回線送電線が樹枝状に延伸された初歩的なものであり、電力供給システムの信頼度を示すN-1基準(電力供給システムを構成する運用設備のいずれか一つが故障した場合であっても大規模な供給障害が発生しないことを示す基準)を満たしていないほか、

事故発生部分を選択遮断し、再送電することで系統への影響を最小限にする単相再閉路方式が採用されていない。そのため、既存送電線に問題が生じた場合には、当該送電線によって電力供給を受ける全域が停電するなど、電力供給が非常に不安定な状態にある（2011年の送電線に起因するレイでの年間総停電時間は373.78時間）。また、レイにおける各種産業の発展や同系統周辺部で進められている鉱山開発などにより、今後、当該地域の電力需要は増加が見込まれており、送電線の供給力の増強に対する早急な対応も求められている。

このような状況に対し、PNG政府からの要請を受け、日本政府は有償資金協力「ラム系統送電網強化事業」の実施を決定し、2013年8月には借款契約（以下「L/A」）が締結され、既存送電線の複線化、付帯施設の改修・拡張・新設等を行う予定である。今後当該事業では、PNG政府による詳細設計・事業実施監理を行うコンサルタント、および施工業者の調達が行われる予定となっている。しかしながら、PNGにおいては過去に円借款事業の実施実績はあるものの、前回2010年にL/A締結した案件は、プロジェクト借款事業として14年のブランクを経たものであり、PNG政府関係機関は、未だ依然として円借款関連手続きに不慣れな状況である。また本事業の実施機関であるPPLにとっては、初の円借款事業であるため、当該プロジェクトの迅速な実施にむけ支援が必要な状況である。

以上から、本件はPPLによる円借款事業におけるコンサルタント調達にかかる手続きの指導および支援、PPL内及びPNG政府関係機関間の調整、各種セミナーの実施等の活動を通じ、関連する職員の能力向上を図るものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調達監理支援専門家として、PPLによる円借款プロジェクトにおけるコンサルタント調達を支援し、そのために必要な各種セミナーの実施とコンサルタント調達マニュアルの作成、関係諸機関との調整を通じ、PPL職員の能力向上を図るものである。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（9月中旬）

ア 国内で入手可能な情報の収集、整理、分析を行う。この際、2012年に有償資金協力「ポートモレスビー下水道整備事業」において作成された実施機関向け円借款プロジェクトにおけるコンサルタント調達マニュアル（英文）（以下、「マニュアルその1」）を参照すること。

イ ワークプラン（和文・英文）を作成しJICA東南アジア・大洋州部へ提出し、説明する。

(2) 第一次派遣期間（9月下旬～11月中旬）

ア 現地業務開始時に、PPL、先方関係機関（財務省、国家計画モニタリング省、独立公益事業公社など）及びJICAパプアニューギニア事務所にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、以下（2）イ以降の活動にあたり、JICAパプアニューギニア事務所に対し適宜業務進捗報告及び相談を行う。

イ PPLの事業実施体制を確認し、十分に整備されていない場合は、その整備の支援をする。

ウ PNG政府関係機関の事業実施体制を確認し、十分に整備されていない場合は、その整備の支援をする。

エ PPL職員およびPNG政府関係機関職員を対象に、円借款プロジェクトにおける、コンサルタント、コントラクター、機材の一般的な調達手順および方法にかかるセミナーを開催し、関係者間で必要な手続きにかかる認識を共有し、問題点について協議・検討する。

オ PNG国の円借款業務のうち、調達段階での各ステップおよび関係機関について情報収集し整理する。

カ 有償資金協力「ラム系統送電網強化事業」について、PNGの現状も加味し、現実的な今後のスケジュールを作成し、関係者間で共有する。

キ 以下（ア）～（カ）に述べる業務について、PPL職員が自ら円借款プロジェクトにおけるコンサルタント調達手続きを実施できるよう、PPLの支援を通して、OJTによる技術指導を実施する。

（ア）コンサルティング業務のTOR（Terms of Reference）の作成と、費用見積もりにかかる支援業務。

- (イ) コンサルタントのショートリストの作成にかかる業務。
 - (ウ) プロポーザル招請状の作成にかかる業務。
 - (エ) 評価委員会の設置および評価基準・評価細目の設定にかかる業務。
 - (オ) プロポーザル招請状に対するJICA確認・同意にかかる業務。
 - (カ) その他、PPLにおけるコンサルタント調達に必要な業務。
- ク JICAの確認または承認が必要な業務について、PPLとJICAの円滑なコミュニケーションを支援する。

(3) 国内作業期間（11月下旬～12月上旬）

ア メール等を活用し、第一次派遣期間中に実施した業務内容にかかる補足的支援業務を実施する。

イ 現地で実施するセミナーの準備を行なう。

(4) 第二次派遣期間（1月中旬～3月中旬）

ア 現地業務開始時に、PPL及びJICAパプアニューギニア事務所において、業務計画の確認を行う。また、以下（4）イ以降の活動にあたり、JICAパプアニューギニア事務所に対し適宜業務進捗報告及び相談を行う。

イ 以下（ア）～（カ）に述べる業務について、PPL職員が自ら円借款プロジェクトにおけるコンサルタント調達手続きを実施できるよう、PPLの支援を通して、OJTによる技術指導を実施する。

- (ア) 技術プロポーザルの評価にかかる業務。
- (イ) 技術プロポーザル評価結果に対するJICA確認・同意にかかる業務。
- (ウ) 価格プロポーザルの公開、評価にかかる業務。
- (エ) プロポーザルの順位付けにかかる業務。
- (オ) プロポーザル最終結果に対するJICA確認・同意にかかる業務。
- (カ) 契約交渉にかかる業務。
- (キ) 契約締結にかかる業務。
- (ク) その他、PPLにおけるコンサルタント調達に必要な業務。

ウ 2回の現地業務期間の活動をもとに、マニュアルその1を改訂し、PNGの実情に応じた実施機関向け円借款プロジェクトにおけるコンサルタント調達マニュアルその2（英文）を作成し、C/P機関職員およびPNG政府関係機関職員に対する会合を開催し、コンサルタント調達マニュアル内容について説明を行う。

エ 現地業務完了に際し、PPL、先方関係機関及びJICAパプアニューギニア事務所に対し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）を作成、提出のうえ、現地業務結果の説明を行う。

(5) 帰国後整理期間（3月下旬）

ア PPL、JICAパプアニューギニア事務所への最終報告の際に出たコメント等も踏まえ、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA東南アジア・大洋州部への提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)コンサルタント調達マニュアルと(4)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文3部（PPL、JICA東南アジア・大洋州部、JICAパプアニューギニア事務所）
和文2部（JICA東南アジア・大洋州部、JICAパプアニューギニア事務所）

(2) 現地業務結果報告書

英文3部（PPL、JICA東南アジア・大洋州部、JICAパプアニューギニア事務所）

(3) コンサルタント調達マニュアル

英文3部（PPL、JICA東南アジア・大洋州部、JICAパプアニューギニア事務所）

(4) 専門家業務完了報告書（最終報告書）

和文1部（JICA東南アジア・大洋州部）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データを提出する。

また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICAパプアニューギニア事務所へ提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含みます。なお、ポートモレスビーにおける宿泊料については、治安対策上の観点から、1泊32,300円を上限として積算を行う事を認めます。また、航空便経路は直行便使用を前提とし、直行便が就航していない日の場合には、香港、シンガポール、マニラ、セブ経由等も認めます。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICAパプアニューギニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費（安全対策・業務使用分）：500,000円×4月＝2,000,000円
- ・現地携帯電話通信費（安全対策・業務連絡用）30,000円×4月＝120,000円
- ・資料等作成費：20,000円×4月＝80,000円
- ・セミナー等開催経費（会場備上代金）100,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地第1次派遣期間は2013年9月28日～11月16日、現地第2次派遣期間は2014年1月18日～3月18日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地業務は、有償資金協力「ラム系統送電網強化事業」の実施機関であるPPL職員をカウンターパートとし、適宜関連機関（財務省、国家計画モニタリング省、独立公益事業公社など）の職員とも協働し、業務を実施します。

3) 便宜供与内容

JICAパプアニューギニア事務所による便宜供与は、以下のとおりです。

- ① 空港送迎 現地第1次派遣期間到着時のみ
- ② 宿舍手配 現地第1次派遣期間到着時のみ
- ③ 車両借上げ 現地第1次派遣期間到着時のみ
- ④ 通訳備上 なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ 現地第1次派遣期間初回PPL訪問時のみ
- ⑥ 執務スペースの提供 PPL内の執務スペースが提供される予定

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料をJICA東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課 (TEL:03-5226-8975) にて閲覧可能です。
 - ① 有償資金協力「ラム系統送電網強化事業」にかかる概要説明資料
 - ② 有償資金協力「ポートモレスビー下水道整備事業」において作成された実施機関向け円借款プロジェクトにおけるコンサルタント調達マニュアル
- 2) 有償資金協力に関する各種手続きマニュアルについては、JICAのウェブサイトで公開されています。
(和文) http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/
(英文) http://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/oda_loans/index.html

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) PNG国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICAパプアニューギニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることが必要となります。
- 3) 本業務に従事するコンサルタントは、有償資金協力「ラム系統送電網強化事業」の本体事業に係る詳細設計・事業実施監理を行うコンサルタント業務には、従事することができません。

以上